

春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療のうち人工授精に要する費用の負担の軽減を図るため、予算の範囲内で、治療を行っている夫婦に対し助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人工授精 排卵日に精子を医学的な方法で子宮に注入する治療行為
- (2) 本人負担額 人工授精による医療（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（以下「医療保険各法」という。）の適用とはならないものに限る。）の提供を受けた者が負担すべき額をいう。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除くものとする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、夫婦（事実婚関係にある者を含む。以下同じ。）のうち、産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する国内の医療機関において不妊症と診断され、人工授精の治療を受けた者（治療開始の時点において妻の年齢が43歳未満の場合に限る。）で、第7条に規定する申請日において次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫又は妻が本市に住所を有し、居住を有する者
 - (2) 本市の市税を滞納していない者
 - (3) 医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又は被扶養者その他市長が適当であると認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、愛知県外の市町村から助成金の申請を行う日の

属する年度において同種の助成金の交付を受けているときは、助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、夫婦1組に対し、人工授精の治療を受けた年度（3月から翌年2月までをいう。以下同じ。）ごとに当該治療の範囲で本人負担額の2分の1以内の額とし、1年度当たり50,000円を限度とする。ただし、愛知県内の他の市町村から既に人工授精治療費の助成を受けた場合及び医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、人工授精に関する任意の給付が行われる場合は、その助成及び給付額を本人負担額から控除するものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成期間等)

第5条 助成金の助成期間は、夫又は妻のいずれかが本市に住所を有する期間において、助成を開始した診療日の属する月（前条第1項ただし書に規定する助成を受けた場合は、当該助成を開始した診療日の属する月をいう。以下「助成開始月」という。）から連続した2年間（助成を開始した夫婦が医師の判断に基づき、人工授精に係る治療を中断した場合は、当該期間を除く。）とする。

2 助成開始月が年度途中であった場合で、第1年度の助成額が50,000円未満のときは、第3年度目の治療について、12月から第1年度目に助成を行った月数を差引いた月数以内で、50,000円に満たなかった額を上限に助成することができるものとする。

3 この要綱により助成金の交付を受けた夫婦が、医師の証明書により妊娠が確認できた場合（出産に至らなかった場合も含む。）において、その後更に次の子を得るため人工授精を行う場合の助成期間については、前2項の規定を準用する。

(助成金の申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする夫婦は、人工授精の治療を受けた年度の4月1日から翌年3月31日までに、春日井市人工授精治療費等助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 春日井市人工授精治療費等助成金交付受診等証明書（第2号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍謄本その他婚姻関係を証する書類

（事実婚関係にある者にあつては、治療当事者両人が他に婚姻関係のないことを証明できる書類、同世帯であることを証明できる書類及び事実婚関係に関する申立書（第2号様式の2））

- (4) 医療機関及び処方箋薬局の発行した領収書の写し
- (5) 本市の市税滞納がない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号、第3号及び第5号の書類について、市内に住所又は本籍があり、本市において確認が可能な場合は、前項の申請者の同意を得て省略することができる。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、助成の承認をしたときは、春日井市人工授精治療費等助成金交付決定通知書（第3号様式）により前条の申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付が適当でないとしたときは、春日井市人工授精治療費等助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、前条の申請者に通知するものとする。

（台帳の整備）

第8条 市長は、助成金の交付状況等を明確にするため、人工授精治療費等助成金交付台帳（第5号様式）を作成し、管理するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者に対して、

支給決定を取り消し、返還を命じることができる。

- 2 第4条第1項に規定する控除する額の確定が、第7条第1項に規定する助成金の交付決定をした後であるときは、市長は、助成金の交付を受けた者に対して、同項の交付決定の額を変更し、返還を命じることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行し、改正後の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成19年7月1日以後に診療を受けた不妊治療費等に係る助成から適用し、同日前の診療に係る助成を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱の規定は、平成22年3月1日以後の不妊治療費等助成金の交付の申請に係るものについて適用し、同日前の不妊治療費等助成金の交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条各号列記以外の部分並びに第7条第1項第2号及び第2項の改正規定は、平成24年7月9日

から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱第3条（各号列記の部分に限る。）、第5条、第6条及び第7条（同条第1項第2号及び第2を除く。）の規定は、平成24年4月1日以後の不妊治療費等助成金の交付の申請に係るものについて適用し、同日前の不妊治療費等助成金の交付の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以後に診療を受けた人工授精の治療に係る助成から適用し、同日前の診療に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日前的特定不妊治療に係るこの要綱による改正前の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱第7条第3項の適用については、同項中「その治療が終了した日の属する年度内」とあるのは「平成25年度内」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の施行の際、改正前の春日井市不妊治療費等助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に治療を受けた人工授精の治療に係る助成から適用し、同日前の治療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に受けた人工授精の治療に係る助成について適用し、同日前の治療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月10日から施行し、改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。
- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以後に終了する人工授精治療の助成について適用し、同日前に終了した人工授精治療の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、令和4年3月1日以後に終了する人工授精治療の助成について適用し、同日前に終了した人工授精治療の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月19日から施行する。
- 2 改正後の春日井市人工授精治療費等助成金交付要綱の規定は、令和4年3月1日以後に終了する人工授精治療の助成について適用する。